

第1章 国家機関の建築物等の保全の必要性

第1節 国家機関の建築物等の保全に求められていること

安全性と機能確保

国家機関の建築物等は、立法、行政、司法の国家機関が円滑に事務を行い、国民の生活や経済社会活動を支えるものであるため、安全性や機能を確保することが求められている。

既存ストックの有効活用

建物の建替えには多額の費用がかかることから、適正な保全を行い、既存ストックを健全に維持し、長期的耐用性を確保することが必要である。

また、築後30年前後には機能回復や機能向上のために大規模な更新や修繕が必要となる。それらを計画的かつ効率的に実施していくことが必要である。

コスト縮減

不適正な保全を行っていた場合、部材等の寿命が低下し、修繕費用が増大する可能性がある。保全の適正化を図り財政負担の増加を抑制することが必要である。

環境への配慮

国家機関の建築物等において環境に配慮しながら保全を実施することは、社会に対して先導的な役割を担うという観点から意義が大きい。

また、京都議定書目標達成計画においては、温室効果ガスの排出削減対策の一つとして、既存官庁施設の適正な運用管理の徹底が盛り込まれており、目標達成のため一層の取り組みが必要である。

災害への迅速な対応

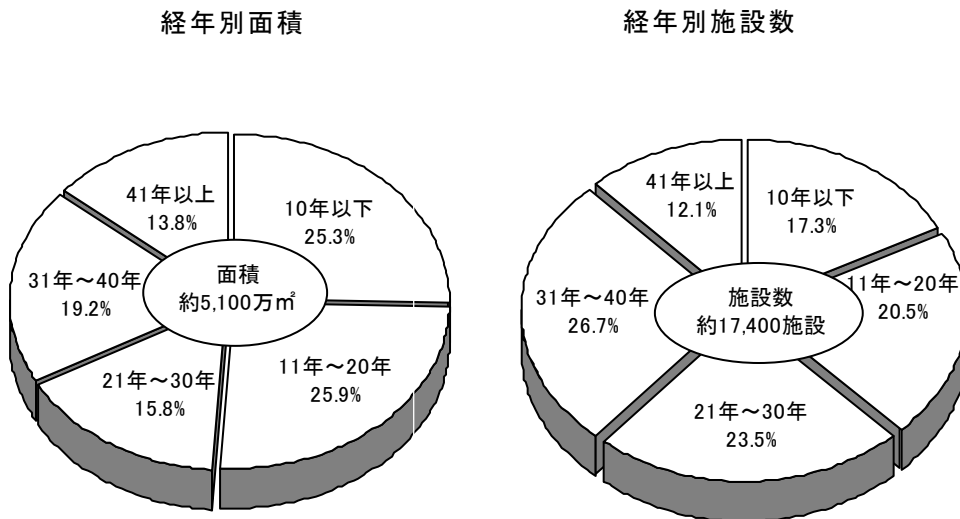
地震、台風など災害に対する備えは、国民の生活や財産を守る上で重要な問題であり、被害を最小限に抑え施設の機能を確保することが必要で、日常の保全が重要である。

第2節 国家機関の建築物等の現況

国家機関の建築物等には、中央合同庁舎、地方合同庁舎、単独事務庁舎、試験研究施設、文化施設、厚生施設、教育施設、宿舍等様々な施設がある。財務省の国有財産情報公開システム¹⁾によると、総延べ面積は約5,100万㎡、施設数は約17,400施設と膨大な量になっている。経年別に延べ面積と施設数を分類すると、図1-1-1のとおりである。

建設後30年を超過している施設が、延べ面積で33%、施設数で39%を占めている。

また、建設後21年から30年の施設が、延べ面積で15.8%、施設数で23.5%を占めている。建設後約30年前後には大規模な修繕や大型設備機器の更新などが増えるため、これらの施設において修繕と更新を計画的に実施していく必要がある。



■ 図 1-1-1 国家機関の建築物等の経年別シェア

1) <http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu/pc/start.html>